

公益財団法人埼玉県スポーツ協会事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 県は、本県の体育・スポーツの振興を図るため、公益財団法人埼玉県スポーツ協会（以下「協会」という。）に対し、協会の事業に要する経費について、予算の範囲内において補助金を交付する。

2 前項の補助金の交付に関しては、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要項に定めるところによる。

(補助対象経費)

第2条 補助の対象となる経費は、次のとおりとする。

(1) 競技力向上事業

- ① 強化訓練のための事業に要する経費
- ② 指導者研修のための事業に要する経費
- ③ その他競技力の向上に必要と認められる経費

(2) スポーツ少年団事業

- ① 指導者研修のための事業に要する経費
- ② 大会開催のための事業に要する経費
- ③ 大会派遣のための事業に要する経費
- ④ 交流のための事業に要する経費
- ⑤ その他スポーツ少年団の充実・発展に必要と認められる経費

(補助額)

第3条 前条に規定する経費に対する補助額は、知事が定める額とする。

(交付申請書の様式等)

第4条 規則第4条第1項の交付申請書の様式は、様式第1号のとおりとする。

2 交付申請書には、事業の内容及び経費の内訳を説明する書類を添付するものとする。

(交付決定通知書の様式)

第5条 規則第7条の交付決定通知書の様式は、様式第2号のとおりとする。

(状況報告)

第6条 補助事業者は、知事の要求があったときは、補助事業の遂行状況について、当該要求に係る事項を書面で知事に報告しなければならない。

(補助事業の内容の変更等)

第7条 補助事業者がやむを得ない事情により補助事情の内容を変更するとき、又は事業を中止するときは、変更交付申請書を速やかに知事に提出し、変更交付決定を受けなければならない。

2 変更交付申請書の様式は、様式第3号のとおりとし、事業内容の変更又は中止を説明する書類を添付するものとする。

3 変更交付決定通知書の様式は、様式第4号のとおりとする。

(実績報告書の様式等)

第8条 規則第13条の実績報告書の様式は、様式第5号のとおりとする。

2 実績報告書には、補助事業の成果及び経費の内訳を説明する書類を添付するものとする。

3 実績報告書の提出時期は、補助事業の完了の日後30日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までとする。

(添付書類)

第9条 規則第13条の報告書には、次に掲げる事項を記載した書類を添付しなければならない。

(1) 補助事業の成果

(2) 補助事業に要した経費の内訳

(報告書の提出時期等)

第10条 規則第13条の報告書の提出時期は、補助事業等の完了（補助事業等の廃止・事業年度完了の場合を含む。）後30日以内又は当該年度の3月31日までのいずれか早い日とする。

(額の確定通知書の様式)

第11条 規則第14条の額の確定通知書の様式は、様式第6号のとおりとする。

(補助金の請求)

第12条 補助事業者は、補助金の支払いを受けようとするときは、様式第7号の請求書を知事に提出するものとする。

2 概算払にあっては、第4条の交付決定通知書を、精算払にあっては、第8条の額の確定通知書を受理した後、請求するものとする。

(財産の管理)

第13条 補助事業者は、補助金により取得した財産については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

2 前項により取得した財産のうち、第11条第2項に定める財産については、様式第8号により財産管理台帳を作成しておかななければならない。

(財産処分の制限)

第14条 規則第19条ただし書に規定する知事の定める期間は、事業完了(当該財産の取得)後、原則として5年とする。

2 規則第19条第2号に規定する知事が定めるものは、1個又は1組5万円以上のものとする。

(加算金及び延滞金)

第15条 知事は、規則第18条第1項の規定により補助金の返還を命じたときは、補助金の受領日から納付日までの日数に応じ、年10.95パーセントの割合で計算した加算金を当該補助金に加えた金額を納付させるものとする。

2 知事は、補助金の返還を命じた場合において、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を納付させるものとする。ただし、やむを得ない事情により延滞金が生じた場合は、補助事業者の申請に基づき、延滞金の全部又は一部を免除することができる。

3 前項の規定により延滞金の免除を受けるためには、補助事業者は、様式第9号の申請書を知事に提出しなければならない。

(書類の整備等)

第16条 補助事業者は、補助事業に係る経理について、その収支の事情を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収支についての証拠書類を整理保管しておかななければならない。

- 2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から5年間保管しなければならない。

(暴力団排除に関する誓約)

第17条 補助事業者は、別紙記載の暴力団排除に関する誓約事項について補助金の交付申請前に確認しなければならず、交付申請書の提出をもってこれに同意したものとする。

付 則

- 1 この要項は平成9年4月1日から適用する。
- 2 財団法人埼玉県体育協会補助金交付要綱（昭和59年4月1日）は、廃止する。

付 則

この要綱は平成15年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は平成18年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は平成24年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は平成31年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は令和5年4月1日から適用する。

別紙

暴力団排除に関する誓約事項

当事業者は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約します。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

(1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（埼玉県暴力団排除条例（平成23年埼玉県条例第39号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。

(2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的を持って、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。

(3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(5) 補助事業を実施するに当たり、法人等が、第三者と委託契約その他の契約（以下「委託契約等」という。）を締結する場合に、その相手方が（1）から（4）までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

(6) 補助事業を実施するに当たり、法人等が、（1）から（4）までのいずれかに該当する第三者と委託契約等を締結する場合（（5）に該当する場合を除く。）に、埼玉県が法人等に対して当該委託契約等の解除を求め、法人等がこれに従わなかったと認められるとき。